

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定

（奈良市決定）

都市計画秋篠町地区計画を次のように決定する。

（平成23年5月10日決定）

名 称		秋篠町地区計画	
位 置		奈良市秋篠町の一部	
面 積		約1.3ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、近鉄西大寺駅の北西約2kmに位置し、都市計画道路大和中央道と都市計画道路一条富雄線の結節点にあり、南側は平城中学校に隣接している。地区の西側には、昭和30年代から昭和40年代初期に開発された戸建て住宅が形成されており、平城中学校の校区でもある。 高齢者など、誰もが住み慣れた地域に住み続けるためには、徒歩圏に日常生活における基礎的なサービスが提供される施設が整っていることが必要であり、また、地域の中学校に隣接した区域に日常生活における基礎的なサービスが提供される施設を誘導することにより、地域の動線である通学路が、高齢者等によつての散歩道や買い物道となることで、地域で子どもたちを見守る安全・安心な環境づくりが図られる。 本地区計画は、地域の利便性の向上と安全・安心なまちづくりを図る教育環境に配慮した生活支援施設の誘導と、良好な沿道景観を形成することを目的とする。	
	土地利用の方針	地域の利便性の向上のため、買い物や医療等の日常生活に必要な生活支援施設としての土地利用を図る。	
	建築物等の整備の方針	教育環境を阻害するおそれのある建築物の用途の制限を行うとともに、居住環境と生活支援施設の調和を図り、良好な沿道景観を誘導するため建築物等の形態又は意匠の制限を行う。	
地区整備計画	建築物等のに関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの (4) 別表第1に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (5) 公衆浴場
		建築物の形態又は意匠の制限	1 建築物の屋根の色彩は、別表第2に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれらに代わる柱の色彩は、別表第2に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けに

建築物の 形態又は 意匠の制限	よる意匠は、色相及び色調をそろえる等、穏やかな印象となるよう配色すること。 3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。 4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。 5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。 6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。 7 広告物に関する規制は、別表第3のとおりとする。
区域の配置は計画図表示のとおり。	

別表第1

別表第1

危険物				数 量
火薬類取締法 (昭和25 年法律第 149号) に定める 火薬類 (がん玩 具 煙火を 除く。)	火薬			20キログラム
	爆薬			
	工業雷管、電気雷管及び信号雷管			
	銃用雷管			30, 000個
	実包及び空砲			2, 000個
	信管及び火管			
	導爆線			
	導火線			1キロメートル
	電気導火線			
	信号炎管、信号火箭及び煙火			25キログラム
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品			当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の 数量 に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれ ぞれの 限度による。	
マッチ				15マッチトン
圧縮ガス				350立方メートル
液化ガス				3. 5トン
可燃性ガス				35立方メートル
消防法 (昭和23 年法律第 186号) 第2条第 7項に規 定する危 険物	第一類		第一種酸化性固体	50キログラム
			第二種酸化性固体	300キログラム
			第三種酸化性固体	1, 000キログラム
	第二類	硫化リン		100キログラム
		赤リン		100キログラム
		硫黄		100キログラム
			第一種可燃性固体	100キログラム
		鉄粉		500キログラム
			第二種可燃性固体	500キログラム
		引火性固体		1, 000キログラム
	第三類	カリウム		10キログラム
		ナトリウム		10キログラム
		アルキルアルミニウム		10キログラム
		アルキルリチウム		10キログラム
			第一種自然発火性物質 及び禁水性物質	10キログラム
		黄リン		20キログラム
			第二種自然発火性物質 及び禁水性物質	50キログラム
			第三種自然発火性物質 及び禁水性物質	300キログラム
	第四類	特殊引火物		50リットル
		第一石油類	非水溶性液体	1, 000リットル
			水溶性液体	2, 000リットル
		アルコール類		400リットル
		第二石油類	非水溶性液体	5, 000リットル
			水溶性液体	10, 000リットル
		第三石油類	非水溶性液体	10, 000リットル
			水溶性液体	20, 000リットル
		第四石油類		30, 000リットル
	動植物油類		10, 000リットル	
	第五類		第一種自己反応性物質	10キログラム
			第二種自己反応性物質	100キログラム
	第六類			300キログラム

1 この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱
で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。

2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の
限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。

3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令
(昭和34年政令第 306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性
質欄に掲げる性状による区分とする。

4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表
に定める危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとす
る危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。ただし、この表に掲げる
火薬類の貯蔵については、この限りでない。

別表第2

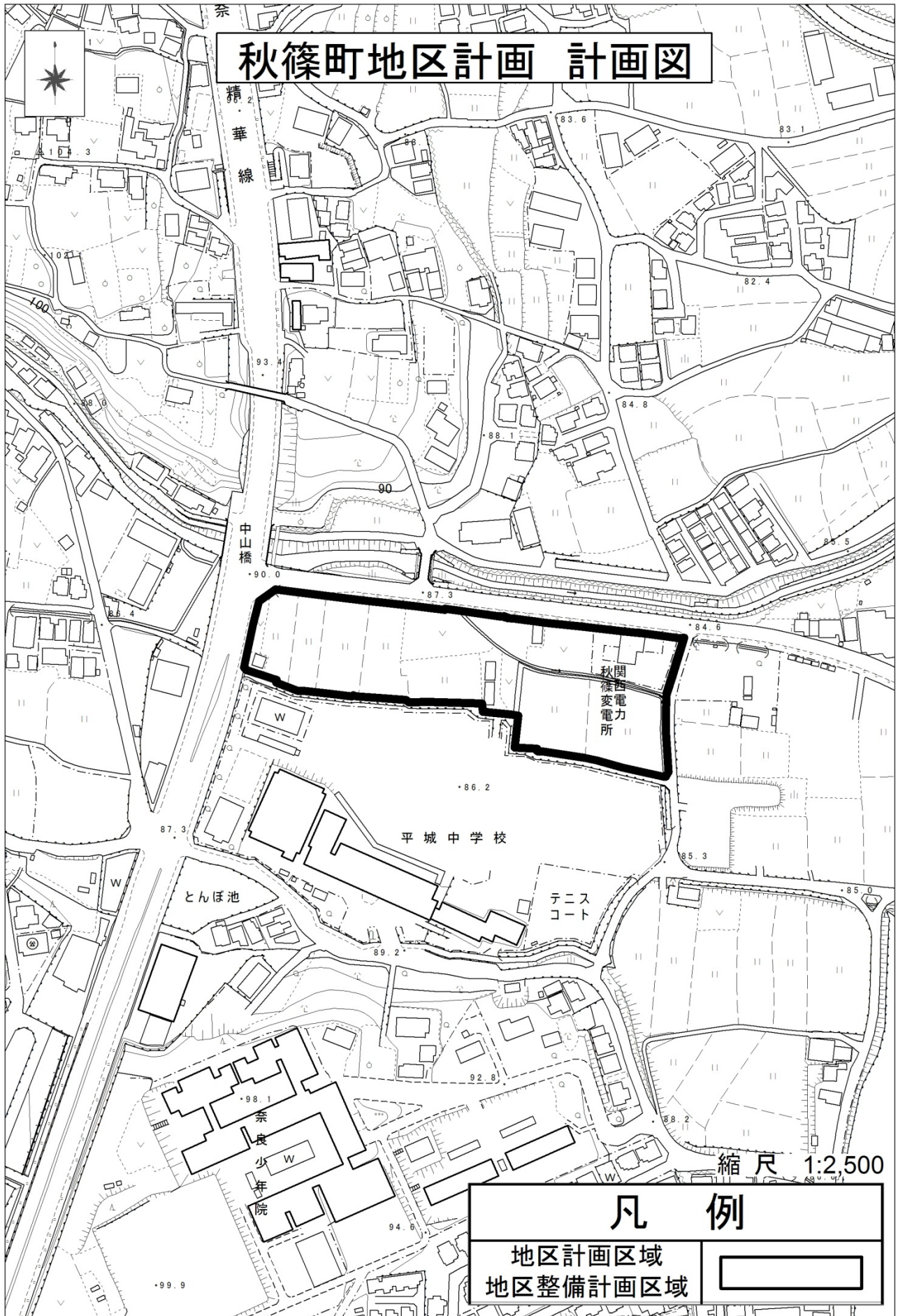
	色 相 区 分	明 度	彩 度
建築物の屋根	0. 1 R～1 0. 0 R	4 未満	4 未満
	0. 1 Y R～1 0. 0 Y R	4 未満	4 未満
	0. 1 Y～1 0. 0 Y	4 未満	4 未満
	0. 1 G Y～1 0. 0 G Y	4 未満	4 未満
	0. 1 G～1 0. 0 G	4 未満	4 未満
	無 彩 色	4 未満	—
建築物の外壁 又は これに代わる柱	0. 1 R P～1 0. 0 R P	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上	1 以下
	0. 1 R～5. 0 R	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上	1 以下
	5. 0 R～1 0. 0 R	2 以上 7 未満	4 以下
		7 以上 8 未満	3 以下
		8 以上	1 以下
	0. 1 Y R～1 0. 0 Y R	2 以上 3 未満	3 以下
		3 以上 5 未満	6 以下
		5 以上 6 未満	4 以下
		6 以上 7 未満	3 以下
		7 以上 8 未満	2 以下
		8 以上 9 未満	1 以下
	0. 1 Y～5. 0 Y	2 以上 3 未満	2 以下
		3 以上 4 未満	4 以下
		4 以上 7 未満	6 以下
		7 以上 8 未満	4 以下
		8 以上 9 未満	3 以下
		9 以上	2 以下
	5. 0 Y～1 0. 0 Y	2 以上 3 未満	2 以下
		3 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0. 1 G Y～1 0. 0 G Y	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上 9 未満	1 以下
	無 彩 色	9 以下	—

(注) 表の数値は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格
Z 8 7 2 1に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

別表第3

種 別		秋篠町地区計画内 屋外広告物制限内容
全 広 告 物 に 関 する 事 項	照 明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用は除く。 4 イルミネーション、ネオンサインは設置できない。
	色 彩	1 色彩は、奈良市屋外広告物条例による色彩基準とし、黄色（0.1Y～10.0Y）の数値（彩度）については2ポイント下回ること。 2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺、その他白に近い淡色、又は、壁の色と同等とする。
	位 置	敷地境界線を越えて掲出できない。
屋 上 広 告 物		表示し、又は設置できない。
壁 面 広 告 物 塀 垣 広 告 物		突き出し形状は設置できない。
広 告 塔		1 1敷地につき1基までとする。 2 高さは6m以下とする。ただし、複数テナント（自己用に限る）の集合化を図る場合は10m以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
広 告 板		1 1テナントにつき2基までとし、自己用のみとする。 2 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
ア ー チ 広 告 物 気 球 広 告 物 広 告 幕 は り 札 は り 紙 立 看 板		設置できない。

秋篠町地区計画 計画図



縮尺 1:2,500

凡 例

地区計画区域
地区整備計画区域

